

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公表番号】特表2001-507222(P2001-507222A)

【公表日】平成13年6月5日(2001.6.5)

【出願番号】特願平10-528292

【国際特許分類第7版】

A 2 3 L 1/236

// A 2 3 G 3/00

A 2 3 L 1/0528

A 2 3 L 1/09

【F I】

A 2 3 L 1/236 A

A 2 3 G 3/00

A 2 3 L 1/09

【誤訳訂正書】

【提出日】平成16年11月26日(2004.11.26)

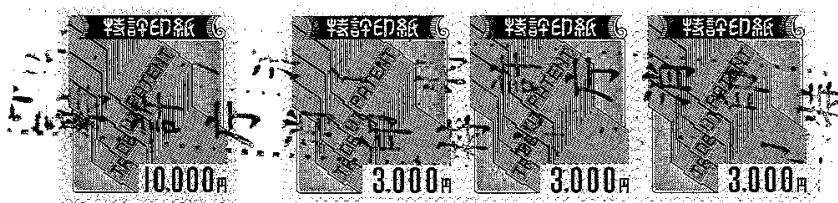
【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】補正の内容のとおり

【訂正方法】変更

【訂正の内容】



誤訳訂正書

平成16年11月26日

(19,000円)

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第528292号

2. 訂正をする者

名称 ニュートリノウヴァ・ニュートリション・スペシャルティーズ・ア
ンド・フード・イングリーディエンツ・ゲゼルシャフト・ミト・ベ
シュレンクテル・ハフツング

3. 代理人

住所 東京都港区虎ノ門二丁目8番1号（虎の門電気ビル）

[電話 03 (3502) 1476 (代表)]

[FAX. 03 (3503) 9577]

氏名 弁理士 (6955) 江崎光史 

4. 訂正対象書類名

① 明細書



5. 訂正の内容

- (1) 明細書第2頁第10行の「非代謝性」を「非消化性」と訂正する。
- (2) 明細書第2頁下から1行の「高度な有機体」を「高度に発達した生物」と訂正する。
- (3) 明細書第3頁第8行の「炭化水素」を「炭水化物」と訂正する。
- (4) 明細書第3頁第13行の「フルクトフランジド」を「フルクトフラノシターゼ」と訂正する。
- (5) 明細書第3頁下から5行の「アスパルテーム」を「アスパルチーム」と訂正する。
- (6) 明細書第9頁第16行の「ゴム菓子」を「ガム菓子」と訂正する。
- (7) 明細書第10頁第4行の「炭化水素」を「炭水化物」と訂正する。
- (8) 明細書第19頁第1行の「5重量%のトレハロース」を「5重量%のマルトース」と訂正する。
- (9) 明細書第19頁第3行の「0.0050重量%のアリタム」を「0.0005重量%のアリタム」と訂正する。

6. 訂正の理由等

- (1) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第2頁13行に「nicht verdaubare Oligosaccharide」と記載されているので、「非消化性オリゴサッカリド」と訂正するのが正しい。
- (2) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第3頁6行に「hoeher entwickelten Lebewesen」と記載されているので、「高度に発達した生物」と訂正するのが正しい。
- (3) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第3頁14行に「Kohlenhydrate」と記載されているので、「炭水化物」と訂正するのが正しい。
- (4) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第3頁20行に「Fructofuranosydase」と記載されているので、「フルクトフラノシターゼ」と訂正するのが正しい。

(5) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第4頁1行に「Aspartam」と記載されているので、「アスパルテーム」と訂正するのが正しい。

(6) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第10頁11行に「Gummizuckerwaren」と記載されているので、「ガム菓子」と訂正するのが正しい。

(7) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第11頁1行に「Kohlenhydraten」と記載されているので、「炭水化物」と訂正するのが正しい。

(8) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第20頁14行に「5 Gew.-% Maltose」と記載されているので、「5重量% マルトース」と訂正するのが正しい。

(9) については、この個所の外国語書面、すなわち、独文書面第20頁16行に「0,000 5 Gew.-% Altam」と記載されているので、「0.000 5重量% アリタム」と訂正するのが正しい。